

令和2年第4回瑞穂市教育委員会定例会 次第

令和2年4月22日

開会

- 日程第1 令和2年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 承認第3号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について
- 日程第4 議案第22号 令和2年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について
- 日程第5 議案第23号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱について
- 日程第6 議案第24号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について
- 日程第7 議案第25号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第8 議案第26号 瑞穂市総合センター大ホールボーダーケーブル取替工事の計画について
- 日程第9 議案第27号 瑞穂市生津スポーツ広場テニスコート照明改修工事の計画について
- 日程第10 意見聴取 瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例に基づく警告について
- 日程第11 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 教育長の報告
- 日程第13 その他 教育次長
教育総務課長
学校教育課長
幼児支援課長
生涯学習課長
次回教育委員会会議の開催について
- 令和2年5月 日（ ）午 時 分から

閉会

承認第3号

瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について

瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、瑞穂市社会教育推進員に別紙名簿の者を委嘱したので、同条第2項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。

令和2年4月22日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博 明

提案理由

瑞穂市社会教育推進員設置規則（令和2年瑞穂市教育委員会規則第3告示第7号）第4条の規定により、瑞穂市社会教育推進員が欠けたため新たに委嘱するもの。

瑞穂市社会教育推進員

	校区	自治会名	氏名	住所	任期
1	穂積	花塚西町	粟野 裕		2019.4.1～2021.3.31
2		花塚中町	廣瀬 昭弘		2019.4.1～2021.3.31
3		花塚東町	興柁 昭彦		2020.4.1～2021.3.31
4		井場	宇土 弥生		2020.4.1～2021.3.31
5		桜町1丁目	藤井 俊夫		2020.4.1～2021.3.31
6		駅前	吉田 晃		2019.4.1～2021.3.31
7		別府西町	野田 辰雄		2019.4.1～2021.3.31
8		本町	豊田 剛敏		2019.4.1～2021.3.31
9		別府北町	森永 和之		2020.4.1～2021.3.31
10		別府中町	井戸 泰典		2019.4.1～2021.3.31
11		別府南町	廣瀬 毅		2020.4.1～2021.3.31
12		多利町	野澤 祥一郎		2019.4.1～2021.3.31
13		中原	江崎 崇		2019.4.1～2021.3.31
14		西畑	池田 エイジ		2020.4.1～2021.3.31
15		上穂積	野田 充宏		2020.4.1～2021.3.31
16		村中	原賀 義和		2020.4.1～2021.3.31
17		前所	林 美知		2020.4.1～2021.3.31
18		庄屋敷	塚原 孝司		2020.4.1～2021.3.31
19		新町	矢野 栄一		2020.4.1～2021.3.31
20		中切	中島 辰彦		2019.4.1～2021.3.31
21		中切	松野 康宏		2019.4.1～2021.3.31
22		下穂積	馬場 宗康		2020.4.1～2021.3.31
23		橋本	玉腰 博幸		2019.4.1～2021.3.31
24		セザール穂積	篠田 正利		2020.4.1～2021.3.31
25		柳一色	谷口 新治		2020.4.1～2021.3.31
27		県警アパート	堀田 愛		2019.4.1～2021.3.31
28		ビレッジハウス穂積	粟屋 邦子		2020.4.1～2021.3.31
29		旭化成社宅	大原 誠		2020.4.1～2021.3.31
30		別府公社住宅	佐藤 靖文		2020.4.1～2021.3.31
31		テラスノバ穂積	牧村 史朗		2020.4.1～2021.3.31
32		本田	小橋	村瀬 史子	
33	向島		石熊 大哉		2020.4.1～2021.3.31
34	松原		関谷 靖子		2020.4.1～2021.3.31
35	西町		関谷 康太郎		2019.4.1～2021.3.31
36	畑中		水谷 孝彦		2019.4.1～2021.3.31
37	仲町		野津 浩行		2020.4.1～2021.3.31
38	東町		堤 百合		2020.4.1～2021.3.31
39	大門		桑原 一将		2020.4.1～2021.3.31
40	仲西		川口 健太郎		2019.4.1～2021.3.31
41	仲東		寺田 千恵		2020.4.1～2021.3.31
42	仁井		曾我 正男		2020.4.1～2021.3.31
43	本田団地1		渡邊 健司		2020.4.1～2021.3.31
44	本田団地2		水野 幹雄		2020.4.1～2021.3.31
45	本田団地3		早川 博		2020.4.1～2021.3.31
46	本田団地4		藤本 浩二		2020.4.1～2021.3.31
47	本田団地5		菅野 祐司		2020.4.1～2021.3.31
48	本田緑町		竹中 誠		2020.4.1～2021.3.31
49	本田緑町		谷崎 康雄		2019.4.1～2021.3.31
50	西只越		臼田 匡行		2019.4.1～2021.3.31
51	テラスノバ只越		松原 早苗		2020.4.1～2021.3.31
52	桜町2丁目		小川 恵吾		2020.4.1～2021.3.31
53	東只越		田中 康廣		2019.4.1～2021.3.31
54	牛牧	十九条西	若山 正憲		2019.4.1～2021.3.31
55		十九条中	岩淵 輝明		2020.4.1～2021.3.31
56		十九条東	岩下 智史		2019.4.1～2021.3.31
57		上牛牧	森 敏幸		2019.4.1～2021.3.31
58		下牛牧	青木 利之		2019.4.1～2021.3.31
59		牛牧団地1	堤 和雄		2019.4.1～2021.3.31
60		牛牧団地2	柴田 隆人		2019.4.1～2021.3.31
61		牛牧団地3	山本 徹		2019.4.1～2021.3.31
62		下畑	堀野 克年		2019.4.1～2021.3.31
63		宝江	小川 康祐		2019.4.1～2021.3.31
64		野田新田1	臼井 国俊		2020.4.1～2021.3.31
65		野田新田2	市川 晃		2019.4.1～2021.3.31
66		野田新田3	飯田 定則		2020.4.1～2021.3.31

	校区	自治会名	氏名	住所	任期
67		アボロタウン	吉村 由美		2019.4.1～2021.3.31
68		野白新田北	道場 一男		2019.4.1～2021.3.31
69		野白新田南	鈴木 常史		2019.4.1～2021.3.31
70		祖父江	水野 真治		2019.4.1～2021.3.31
71		伯母塚	井上 國治		2019.4.1～2021.3.31
72		穂南	辻 章隆		2019.4.1～2021.3.31
73	生津	馬場西	神谷 学		2020.4.1～2021.3.31
74		馬場西	佐藤 輝行		2019.4.1～2021.3.31
75		馬場東			
76		馬場東	島戸 龍史		2019.4.1～2021.3.31
77		上生津西	藤橋 佐智子		2019.4.1～2021.3.31
78		上生津東	高橋 孝治		2019.4.1～2021.3.31
79		下生津	山中 章史		2019.4.1～2021.3.31
80		下生津	谷口 洋之		2019.4.1～2021.3.31
81		西川原	植田 貴夫		2019.4.1～2021.3.31
82		西川原	大橋 豊		2020.4.1～2021.3.31
83	西	座倉	郷 孝		2020.4.1～2021.3.31
84		座倉	棚橋 友行		2020.4.1～2021.3.31
85		一ツ木	後藤 郁哉		2019.4.1～2021.3.31
86		一ツ木	伊藤 泰司		2019.4.1～2021.3.31
87		居倉	小川 裕幸		2020.4.1～2021.3.31
88		居倉	松岡 一良		2019.4.1～2021.3.31
89		森	有鹿 浩之		2019.4.1～2021.3.31
90		森	瀧澤 喜久恵		2019.4.1～2021.3.31
91		西宿舎	久保田 恵		2020.4.1～2021.3.31
92		西宿舎	三宅 真樹		2020.4.1～2021.3.31
93		田之上	岡田 直樹		2019.4.1～2021.3.31
94		田之上	矢野 徹		2020.4.1～2021.3.31
95		新月	市橋 隆		2020.4.1～2021.3.31
96		新月	馬淵 覚		2020.4.1～2021.3.31
97		上唐栗	松岡 正広		2020.4.1～2021.3.31
98	上唐栗	野々村 育郎		2020.4.1～2021.3.31	
99	下唐栗	若園 智史		2020.4.1～2021.3.31	
100	下唐栗	高木 利昌		2019.4.1～2021.3.31	
101	宮田				
102	宮田				
103	大月	高田 宏介		2019.4.1～2021.3.31	
104	中	重里	今木 信幸		2019.4.1～2021.3.31
105		重里	新井 一人		2020.4.1～2021.3.31
106		美江寺	白木 利昌		2020.4.1～2021.3.31
107		美江寺	棚橋 保彦		2020.4.1～2021.3.31
108		十七条	加藤 朋幸		2020.4.1～2021.3.31
109		十七条	加藤 祐樹		2020.4.1～2021.3.31
110	十八条	小寺 弘子		2019.4.1～2021.3.31	
111	十八条	林 恵子		2019.4.1～2021.3.31	
112	南	古橋北	伊藤 育雄		2020.4.1～2021.3.31
113		古橋北	森山 真澄		2020.4.1～2021.3.31
114		古橋南新町	秋山 博		2019.4.1～2021.3.31
115		古橋南若宮	吉川 育夫		2020.4.1～2021.3.31
116		巢南宿舎	河野 幸一		2019.4.1～2021.3.31
117		巢南宿舎	井上 哲也		2019.4.1～2021.3.31
118		横屋	向川原 悟		2020.4.1～2021.3.31
119		横屋	坪内 英明		2020.4.1～2021.3.31
120		中宮	澤口 亘浩		2019.4.1～2021.3.31
121		中宮	稲原 香介		2020.4.1～2021.3.31
122		呂久	馬淵 等美		2020.4.1～2021.3.31
123		呂久	高田 敏朗		2019.4.1～2021.3.31

議案第 22 号

令和 2 年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について

岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 2 年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について議決を求める。

令和 2 年 4 月 22 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）及び教科用図書採択地区の設定（昭和 43 年岐阜県教育委員会告示第 4 号）に基づき、瑞穂市教育委員会の議決を求めるもの。

岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約（案）

（名称）

第1条 本協議会は、岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会と称する。

（協議会を設ける市町の教育委員会）

第2条 本協議会は次に掲げる市町の教育委員会（以下「関係市町教育委員会」という。）が、これを設ける。

- (1) 羽島市教育委員会
- (2) 各務原市教育委員会
- (3) 山県市教育委員会
- (4) 瑞穂市教育委員会
- (5) 本巣市教育委員会
- (6) 羽島郡二町教育委員会
- (7) 北方町教育委員会

（目的）

第3条 本協議会は、関係市町教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うことを目的とする。

（協議結果の尊重）

第4条 関係市町教育委員会は、本協議会の結果を尊重するものとする。

（委員）

第5条 本協議会は、次に掲げる者の中から市町教育委員会の推薦を受け選出した25名の委員をもって構成する。ただし次の（1）に掲げる関係市町教育委員会とは、採択地区内での全市町の教育委員会をさす。また、教育長又は教育委員は必ず含むものとする。

- (1) 関係市町教育委員会の教育長及び教育委員
- (2) 関係市町教育委員会事務局に勤務する職員で、学校教育に専門的知識を有する職員
- (3) 採択地区内の小・中学校及び義務教育学校の校長及び教員
- (4) 採択地区内の学識経験者及び保護者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有するものは、委員となることができない。

3 委員は非常勤とし、任期はその年度の教科用図書採択期間とする。

4 採択替えがない年度については、第1項(1)に掲げる委員をもって本協議会を構成することも可とする。

(会長等)

第6条 本協議会には、会長及び副会長をおく。

2 会長及び副会長は委員のうちから互選する。

(会務)

第7条 会長は、本協議会の会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 本協議会の庶務は、本協議会で定める所において処理する。

(招集)

第9条 本協議会は、会長がこれを招集する。ただし第1回の本協議会は、前年度事務局が置かれた教育委員会教育長がこれを招集する。

(会議)

第10条 本協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会議における議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 採択についての協議が調わない場合においては、会長の要請に基づき、再度協議会を開くことができる。

(教科用図書の選定の方法)

第11条 教科用図書の選定は、第12条第4項の報告をもとに、協議会の会議において協議し、出席委員の過半数で決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、最多数の賛成を得た2種類の教科用図書について再度協議し、多数を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、得票数が同じときは協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(研究員)

第12条 第3条の目的を達するため、本協議会には必要に応じて研究員をおく。

2 研究員は、学校教育に関して豊かな経験を有する者のうちから会長が委嘱する。

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、研究員となることができない。

4 研究員は、発行者から送付される全種類の教科用図書について、岐阜県教育委員会が作成した調査研究資料を参酌し、調査研究を行い、採択に必要な資料を作成するとともに、調査結果を協議会に報告する。

(出席要求)

第13条 会長は、調査研究・協議の会議を開催するに当たって、教育事務所に勤務する職員の出席を求めることができる。

(経費)

第14条 本協議会に要する経費は、採択地区内の市町が分担するものとする。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会にはかって定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により教育長が在職する間の第5条の規定の適用については、同条中「教育委員」とあるのは「教育委員長」とする。

(様式1)

文書番号

令和2年 月 日

各務原市教育委員会教育長 様

教育委員会名



令和2年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置についての議決書

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」(昭和38年12月21日法律第182号)及び「教科用図書採択地区の設定」(昭和43年4月26日岐阜県教育委員会告示第4号)に基づき、岐阜県地区採択協議会を設置することを、令和2年 月 日議決しました。

議案第 23 号

瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱について

瑞穂市教育支援センター運営委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 11 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

令和 2 年 4 月 22 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市教育支援センター条例（平成 21 年瑞穂市条例第 16 号）第 5 条第 2 項の規定により、瑞穂市教育支援センター運営委員を委嘱するもの。

令和2年度 瑞穂市教育支援センター運営委員名簿

	氏名	住所	任期	備考(該当条項)
1	小中学校長会長 大野 雅義	南小学校	R2.4.1～R3.3.31	第1号 瑞穂市立小中学校長を代表する者
2	瑞穂市PTA連合会長 辻 正益		R2.4.1～R3.3.31	第3号 瑞穂市立小中学校の保護者を代表する者
3	中部学院大学 講師 後藤 信義		R2.4.1～R3.3.31	第5号 識見を有する者
4	岐阜大学 教授 益子 典文		R2.4.1～R3.3.31	第5号 識見を有する者
5	元 市内小中学校長 井深 吉男		R2.4.1～R3.3.31	第5号 識見を有する者
6	元 市内小中学校長 福地 淳宏		R2.4.1～R3.3.31	第5号 識見を有する者
7	教頭会代表 若曾根 隆	南小学校	R2.4.1～R3.3.31	第6号 教育委員会が適当と認める者
8	教務主任会代表 鵜飼 朋子	穂積小学校	R2.4.1～R3.3.31	第6号 教育委員会が適当と認める者
9	研究主任 小学校代表 福田 潤	南小学校	R2.4.1～R3.3.31	第6号 教育委員会が適当と認める者
10	研究主任 中学校代表 近藤 晃正	穂積中学校	R2.4.1～R3.3.31	第6号 教育委員会が適当と認める者

議案第 24 号

瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について

瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 11 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

令和 2 年 4 月 22 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

委員が欠けたため、瑞穂市附属機関設置条例（平成 20 年瑞穂市条例第 30 号）第 4 条第 2 項の規定により、瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員を委嘱するもの。

令和2年度 瑞穂市子ども読書活動推進会議委員

氏名	所属	年数	任期	備考
1 辻 正益	瑞穂市PTA連合会	新	R2.4.1～R3.10.31	幼稚園又は小中学校の保護者を代表するもの(市PTA連合会長)継続
2 辻 治彦	西小学校	新	R2.4.1～R3.10.31	幼稚園又は小中学校を代表するもの(園長・校長会 子どもの読書活動推進会議担当)新規
3 谷藤 直美	牛牧第一保育所	新	R2.4.1～R3.10.31	瑞穂市立保育所長を代表する者(保育所長)新規
4 小森 保直	社会教育委員の会	1	H31.4.1～R3.10.31	識見を有する者(社会教育委員長)継続
5 榎元 さおり	保育所保護者会(別府保育所)	新	R2.4.1～R3.10.31	教育委員会が適当と認める者(保育所保護者を代表する者)新規
6 船戸 菜摘	西小学校	新	R2.4.1～R3.10.31	教育委員会が適当と認める者(子どもの読書推進会議担当校長が在籍する学校の司書教諭)新規
7 高田 敏朗	瑞穂市図書館	4	H30.11.1～R3.10.31	関係団体の代表者(図書館長)継続
8 宇野 睦子	瑞穂市読書サークル協議会	4	H30.11.1～R3.10.31	関係団体の代表者(読書関係団体)継続
9 高橋 由夏	子どもの本を読む会(かんがるう)	8	H30.11.1～R3.10.31	関係団体の代表者(読み聞かせ関係団体)継続
10 加納 愛美	健康福祉部 健康推進課	1	H31.4.1～R3.10.31	行政関係者(健康推進課長)継続
11 藤本 桂子	本田小読み聞かせボランティア	8	H30.11.1～R3.10.31	教育委員会が適当と認める者(公募による市民)継続
12 瀬上 涼	NPO法人キッズスクエア	8	H30.11.1～R3.10.31	教育委員会が適当と認める者(公募による市民)継続

議案第 25 号

瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱について

瑞穂市スポーツ推進委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会告示第 6 号）第 1 条第 11 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

令和 2 年 4 月 22 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 32 条第 1 項の規定により、瑞穂市スポーツ推進委員を委嘱するもの。

令和2・令和3年度 瑞穂市スポーツ推進委員名簿

R2.4.9

	氏名	性別	住所	担当	任期	令和元年度迄の年数
1	堤 卓雄	男		生津	R2. 4. 1~R4. 3. 31	38年
2	廣瀬 眞弓	女		穂積	R2. 4. 1~R4. 3. 31	29年
3	清水 澄子	女		本田	R2. 4. 1~R4. 3. 31	24年
4	松尾 康史	男		牛牧	R2. 4. 1~R4. 3. 31	22年
5	大友みゆき	女		巢南	R2. 4. 1~R4. 3. 31	20年
6	宮川ひづる	女		生津	R2. 4. 1~R4. 3. 31	16年
7	深水 絹子	女		生津	R2. 4. 1~R4. 3. 31	16年
8	妻島はつ美	女		牛牧	R2. 4. 1~R4. 3. 31	14年
9	今井 里絵	女		穂積	R2. 4. 1~R4. 3. 31	13年
10	三木 利信	男		巢南	R2. 4. 1~R4. 3. 31	12年
11	伊藤せつよ	女		巢南	R2. 4. 1~R4. 3. 31	12年
12	廣瀬 兼展	男		本田	R2. 4. 1~R4. 3. 31	8年
13	岡田 保彦	男		巢南	R2. 4. 1~R4. 3. 31	6年
14	林 昌宏	男		巢南	R2. 4. 1~R4. 3. 31	6年
15	吉田 厚司	男		巢南	R2. 4. 1~R4. 3. 31	6年
16	岩田 肇	男		巢南	R2. 4. 1~R4. 3. 31	4年
17	大滝 篤	男		巢南	R2. 4. 1~R4. 3. 31	4年
18	中村 博巳	男		穂積	R2. 4. 1~R4. 3. 31	4年
19	溝川 哲哉	男		牛牧	R2. 4. 1~R4. 3. 31	2年
20	三角 由加	女		生津	R2. 4. 1~R4. 3. 31	2年
21	小森 勝	男		巢南	R2. 4. 1~R4. 3. 31	2年
22	佐々木 淳子	女		巢南	R2. 4. 1~R4. 3. 31	2年
23	江崎 崇	男		穂積	R2. 4. 1~R4. 3. 31	0年
24	永井 薫	女		巢南	R2. 4. 1~R4. 3. 31	0年
25	武藤 明美	女		本田	R2. 4. 1~R4. 3. 31	0年
26	渡邊 勝	男		本田	R2. 4. 1~R4. 3. 31	0年

議案第26号

瑞穂市総合センター大ホールボーダーケーブル取替工事の計画について
瑞穂市総合センター大ホールボーダーケーブル取替工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工事名 瑞穂市総合センター大ホールボーダーケーブル取替工事
- 2 実施期間 令和2年8月から令和3年3月（予定）
- 3 契約方法 一般競争入札（予定）
- 4 工事場所 総合センター 瑞穂市別府1283番地
- 5 工事概要 大ホール（サンシャインホール）の舞台照明器具のうち、老朽化の著しい舞台照明吊り下げ用ボーダーケーブルの取替及び試験調整を行う。
○ボーダーケーブル 2.6m 6箇所 16本
2.2m 1箇所 4本
5m 1箇所 4本
- 6 予算額 17,600千円

令和2年4月22日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

老朽化に伴う発火等、事故を未然に防止するため、生涯学習施設維持管理計画に基づき機器を更新するもの。

議案第 27 号

瑞穂市生津スポーツ広場テニスコート照明改修工事の計画について

瑞穂市生津スポーツ広場テニスコート照明改修工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 9 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 瑞穂市生津スポーツ広場テニスコート照明改修工事
- 2 実施期間 令和 2 年 5 月から令和 2 年 9 月（予定）
- 3 契約方法 一般競争入札（予定）
- 4 工事場所 生津スポーツ広場 瑞穂市生津 2 2 3 番地 1
- 5 工事概要 生津スポーツ広場テニスコートの既存照明を L E D に更新し、
合わせてコート中央部両側に照明を新設する。
○更新 1 灯用… 8 台 2 灯用… 1 2 台
○新設 1 灯用… 4 台 2 灯用… 6 台
- 6 予 算 額 4 1, 0 3 0 千円

令和 2 年 4 月 2 2 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

老朽化により、テニスコートの照明を更新及び新設するもの。

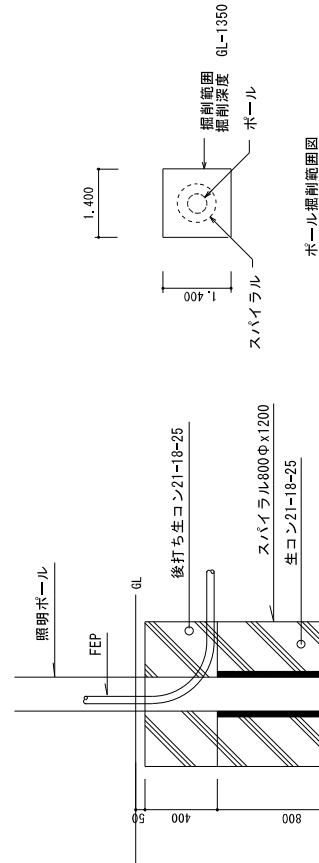
照明器具仕様

符号	器具	アーム	ポール	数量
Ⓐ	LED投光器 HID1000形1灯器具相当 パナソニック NY24615KL F2 同等品	パナソニック NY28451 同等品	既設流用	8
Ⓑ	LED投光器 HID1000形2灯器具相当 パナソニック NY24615KL F2 x 2 同等品	パナソニック NY28452 同等品	既設流用	12
Ⓒ	LED投光器 HID1000形1灯器具相当 パナソニック NY24615KL F2 同等品	パナソニック NY28451 同等品	同等品	4
Ⓓ	LED投光器 HID1000形2灯器具相当 パナソニック NY24615KL F2 x 2 同等品	パナソニック NY28452 同等品	同等品	6

配管・配線仕様

符号	種	電線管	符号	種	電線管
ア	EM-CE5. 5mm ² -2C	FEP (40)	サ	EM-CE5. 5mm ² -2C	FEP (40)
	EM-CE3. 5mm ² -2C (電)			EM-CE3. 5mm ² -4C (外電)	
イ	EM-CE5. 5mm ² -2C	FEP (40)	シ	EM-CE5. 5mm ² -2C	FEP (40)
	EM-CE3. 5mm ² -2C (電)			EM-CE3. 5mm ² -4C (外電)	
ウ	EM-CE5. 5mm ² -4C	FEP (30)	ス	EM-CE5. 5mm ² -4C	FEP (30)
	EM-CE3. 5mm ² -4C (電)			EM-CE3. 5mm ² -4C (外電)	
エ	EM-CE5. 5mm ² -4C	FEP (30)	セ	EM-CE5. 5mm ² -4C	FEP (30)
	EM-CE3. 5mm ² -4C (電)			EM-CE3. 5mm ² -4C (外電)	
オ	EM-CE5. 5mm ² -4C	FEP (30)	ソ	EM-CE5. 5mm ² -4C	FEP (30)
	EM-CE3. 5mm ² -4C (電)			EM-CE3. 5mm ² -4C (外電)	
カ	EM-CE5. 5mm ² -4C	FEP (30)	タ	EM-CE5. 5mm ² -4C	FEP (30)
	EM-CE3. 5mm ² -4C (電)			EM-CE3. 5mm ² -4C (外電)	
キ	EM-CE5. 5mm ² -4C	FEP (30)	チ	EM-CE5. 5mm ² -4C	FEP (30)
	EM-CE3. 5mm ² -4C (電)			EM-CE3. 5mm ² -4C (外電)	
ク	EM-CE5. 5mm ² -4C	FEP (30)	ツ	EM-CE5. 5mm ² -4C	FEP (30)
	EM-CE3. 5mm ² -4C (電)			EM-CE3. 5mm ² -4C (外電)	
ケ	EM-CE5. 5mm ² -2C	FEP (40)	テ	EM-CE5. 5mm ² -2C	FEP (40)
	EM-CE3. 5mm ² -2C (電)			EM-CE3. 5mm ² -2C (外電)	
コ	EM-CE5. 5mm ² -2C	FEP (40)	ト	EM-CE5. 5mm ² -2C	FEP (40)
	EM-CE3. 5mm ² -2C (電)			EM-CE3. 5mm ² -2C (外電)	

※電線管は撤去部〜ポール内を渡し、その他は既設流用とする。



テニスコート照明ポール基礎断面図

工事名	生体スポーツ広場テニスコート照明改修工事
工事場所	環状3号線223番地1
面の図数	電気設備改修面
縮尺	
図番	5/5
専務者名	環状改修

意見聴取

瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例に基づく警告について
瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例に基づく警告を行うにあたり、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第2
9条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

令和2年4月22日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市法令遵守委員会から瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例
（平成20年条例第1号）第17条第2項による調査結果報告を受け、条例第
18条第1項に基づく警告を行うため瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

令和2年●月●●日

様

瑞穂市教育委員会

瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例に基づく警告

あなたの当委員会事務局職員に対する下記の行為について、瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例（以下「条例」という。）第17条第1項に基づき法令遵守委員会（弁護士、学者、有識者で構成）が調査を実施しました。

調査の結果、当該行為は条例第2条1項第6号に規定する不当要求行為等に該当する旨の通知を受けました。

よって条例第18条第1項に基づき、あなたに、今後このような行為がないよう警告を行います。

なお、再発を防止のため、この種の行為が認められた場合は、条例同項に基づき行為者の氏名や警告内容の公表や警察等の関係機関への通報等を行うこともあります。

記

1 該当する行為

□行為1

(1) 日時

令和元年9月24日午後1時から午後4時45分

(2) 場所

瑞穂市宮田300番地2 瑞穂市教育委員会生涯学習課

(3) 行為の内容

○平成31年3月議会にて予算が可決された（仮称）中山道大月多目的広場整備事業（以下「整備事業」という。）に対して、役所を訪れ「芝生はやめろ。」等強い口調や、「お前らは無能だから俺の言うとおりにすればよい。」等相手の人格を損なうような言葉で一方的に整備事業の変更を要求した。

○また、「芝生をやめるといふまで帰らない。」等と3時間45分にわたり居座り、一方的に要求し続けた。

(4) 調査方法

対象職員からの報告の確認により実施。

□行為 2

(1) 日時

令和元年 10 月 4 日午後 4 時から午後 5 時 45 分

(2) 場所

瑞穂市宮田 300 番地 2 瑞穂市教育委員会教育次長席

(3) 行為の内容

行為 1 と同様に、整備事業について、

○「道路はきちっと作れ。」「駐車場は余裕のあるやつを作れ。」「芝生は無し。」等、一方的かつ断定的に整備事業の修正や自らの意図を強要する住民説明会の開催を要求した。

○要求は、1 時間 45 分に及び、この間時折大声を出し、「とれえこと言っとってはあかへんぞ、おめえ、たわけ。」「お前はあかんで、説明は課長がやるんやって、しっかり言ったるで。」等相手を侮辱する発言するとともに、「生涯学習課長も了解してるよ、それはあ、芝生やらへんことは。」等事実と異なることなども用いて一方的な要求を続けた。

(4) 調査方法

対象職員の報告の確認及び行為者の言動の録音記録及び録音を文字化した資料により確認した。

2 法令遵守委員会の調査結果

いずれの行為も瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例施行規則第 13 条第 2 項に規定する項目のうち

(3) 大声又は職員を罵倒する言動で、職員に対し聞くに堪えない程の不快感を与える行為

(6) 前各号に掲げるもののほか、正当な手続きによることなく、行政の作為又は不作為を求める行為

に該当する。

〔取扱い〕

法令遵守相談員（市民安全対策監）

杉 江 功 327-4130

意見聴取

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

令和2年4月22日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

令和2年第2回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

議案第●●号

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年●月●●日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第21号）の施行に伴い、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瑞穂市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瑞穂市条例第23号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市_____の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p>